

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
(機関の設置) 第5条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機関の設置) 第5条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第9条 (条文省略)	第6条～第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 (条文省略)	(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議 <u>によって委任を受けた取締役の決定</u> によって定める。 3 (現行どおり)
(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は <u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> において定める株式取扱規程による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、6名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、6名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	(取締役の選任) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u> 、株主総会において選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2 取締役会<u>の決議をもって</u>、取締役の中から取締役社長1名を<u>選任</u>し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長を各1名、専務取締役、常務取締役を各若干名<u>選任</u>することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会はその決議によって、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から取締役社長1名を<u>選定</u>し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長を各1名、専務取締役、常務取締役<u>その他の役付取締役</u>を各若干名<u>選定</u>することができる。</p>
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会規程) 第26条 (条文省略)	(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第27条 取締役に対する報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議により定める。	(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u>
(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)
<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	(削除)
(員数) 第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削除)
(監査役の選任方法) 第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(監査役の任期) 第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする。</p>	(削除)
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定</u> <u>款のほか、監査等委員会において定める監査</u> <u>等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
(会計監査人の選任方法) 第37条 (条文省略)	(会計監査人の選任方法) 第33条 (現行どおり)
(会計監査人の任期) 第38条 (条文省略)	(会計監査人の任期) 第34条 (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
(事業年度) 第39条 (条文省略)	(事業年度) 第35条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第40条 (条文省略)	(剰余金の配当の基準日) 第36条 (現行どおり)
(中間配当) 第41条 (条文省略)	(中間配当) 第37条 (現行どおり)
(配当金の除斥期間) 第42条 (条文省略)	(配当金の除斥期間) 第38条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第</u> <u>16回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる</u> <u>監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責</u> <u>任を、法令の限度において、取締役会の決議によっ</u> <u>て免除することができる。</u>